

国民健康保険税額が 決定しました

旬に送付します 税額の決定通知書を7月中 国民健康保険に加入して 平成22年度国民健康保険

いては、 所得が一定基準より少ない 得を申告していない人につ においても、 額療養費の自己負担限度額 けられないことになり、高 観点から申告をしていただ 人についても軽減措置が受 く必要があります。 いる人で、 なお、 適正な賦課決定の 申告がない場合、 平成21年中の所 上位所得者と

給資格者および特定理由離 失業者(雇用保険の特定受 の軽減等の相談:非自発的 みなされることになります ▽非自発的失業者の国保税 ので注意してください。

の国保税負担の軽減

③国保高齡受給者証(該当

②50歳未満の人には加入実

⑥については直近一年分が

が更新して通知され、

通知されます

者のみ)

遺住民課☎82 - 560

4

ねんきん定期便」

込額

(年金受給中の人に

した場合の将来の年金見 加入制度に引き続き加入 きん定期便」作成時点の 50歳以上の人には「ねん 績に応じた年金見込額、

がある場合

「ねんきん定期便」につ

分からないことや疑

●分からないことや疑問点

について

は年金見込額は通知され

務課までご相談ください。 や減免などについては、 税

問税務課☎82 - 56 0

国民健康保険 高齢受給者証の 更新について

は、平成21年中の収入など 期限が7月31日出までと 民健康保険加入者にご利用 を再判定し、7月末までに をもとに一部負担金の割合 なっています。 保険高齢受給者証」の有効 13 現在、 新しい受給者証(桃色) ただいている「国民健康 70歳から74歳の国

間住民課☎82 - 56 0

送付します。

後期高齢者医療保険料が 改正されました

2年ごとに保険料の見直し が行われます。このたび、 後期高齢者医療制度では

> 改正されました。 平成22年度および平成23年

	改正前	改正後
所得割額	7.14%	7.53%
均等割類	40,467 円	41,791 円

として、 お願い ため、 果となりました。 皆さんのご理解、ご協力を 得ず上昇せざるを得ない結 算定されましたが、やむを などを活用して保険料率が などによるものです。その 一人当たりの医療費の増加 なお、 します。

度の保険料率が次のように

	改正前	改正後
所得割額	7.14%	7.53%
均等割額	40,467 円	41,791 円

険料が増加する要因は 保険料上昇の抑制策 平成22年度の後期 広域連合の余剰金 今後とも

書は7月中旬に送付します。 高齢者医療保険料決定通知

間住民課☎82 - 560

保険証(被保険者証) 後期高齢者医療制度 更新につい

月1日田以降に病院に行く 色)を交付しますので、 保険者に新し ときには、必ず新しい保険 後期高齢者医療制度の被 い保険証 **橙** 8

金以降、 証をご提示ください。 医療広域連合が普通郵便で なお、 広島県後期高齢者 保険証は7月23日

ください。

窓口での支払いは、「限度 適用外の差額ベッド料など 額までとなります。(ただ ことにより、自己負担限度 し、入院時の食事代や保険 額適用認定証」を提示する

間住民課☎82 - 5604

入院時の医療費と 「限度額適用認定証」 などにつ 7

人院したときの医療機関 別途負担となります)

> に該当する人は、 また、住民税非課税世帯 「標準 負

ての

は、申請の手続きにお越し 認定証の交付を希望する人 高齢者医療制度加入者で、 代が減額されます。 担額減額認定証」を提示す ることにより、入院時食事 国民健康保険または後期

認定証」が送付されますの歳き、住民税非課税世帯に属する人は、広島県後期高齢者医療広域連合から「限齢者医療広域連合から「限齢者医療広域連合から「限 らい。 どについては、年齢や所得なお、自己負担限度額な 詳しくはお問い合わせくだ などにより異なりますので、 で、申請の必要はありません。 準負担額減額認定証」 までに、「限度額適用・ 制度に加入しており、 ただし、 後期高齢者医療 ح 0) 申標れ

▽持参物:

①国民健康保険証または後 期高齢者医療保険証

子育て支援センター

所(旧社会保険事務所)ま

たは年金相談センターでも

●子育て支援センターの主な予定 実施日 行事(講師・敬称略) 9:30 わくわくキッズ (2歳6ヵ月以上) リトミック とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月) 20日(火) 10:30 子育て懇談会(金澤綾子) 10:30 子育てなるほど講座 (テーマ:泣き) 27日(火) 9:30 ふわふわべビー(11ヵ月までの乳児、妊婦) 8月6日(金) ※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相

世代の人に保険料負担と年

現役世代、

特に若い

の別

ただし、

①から⑥の内容

また、

お近くの年金事務

金給付の関係を実感しても

らうことを目的とするも

 \mathcal{O}

平成22年度にはじめて定期の定期便が送付される人は、

情報を分かりやすくお知ら

(納付、

未納、

免除など

みなど、年金に関する個人 料納付実績や年金額の見込 の一人ひとりに対し、保険

⑥国民年金のすべての期間

の月毎の保険料納付状況

賞与額、

保険料納付額

月3日は除く)

※IP電話またはPHSか

便」が日本年金機構から誕

いる人に、「ねんきん定期 および厚生年金に加入して

平成22年度にも、

国民年金

負担分累計)

④年金加入履歴(加入制度

相談することができます。

570 - 05 - 55」に電話で

ん定期便専用ダイヤル「0

事業所名、加入者資格取

平成21年度に引き続いて、

③保険料の納付額(加入者

ません)

生月に送付されます。

⑤厚生年金のすべての期間

曜日午前9時~午後5時

(祝日および12月29日~

前9時~午後8時、第2土

>受付時間:月~金曜日午

の月毎の標準報酬月額、

得・喪失年月日など)

これは、

毎年度、

加入者

書館などに置いています。お気軽に問い合わせください。 ●パステルルーム

談や家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています。 実施日 場 中央ふれあい館 15日(木) 9:30 東部地域健康センター 28日(水)

●おひさまルーム (上記以外の日程の9:30~11:30)

●「子育てなるほど講座」(毎月第4火曜日10:30~11:30) 子育て仲間と集い、出会い、語らい、学び合いましょう。 ※午前の行事はいずれも11:30に終了します。

●午後はオープンスペース「ほっとるーむ」

問点がある場合は、

ねんき

(月~金曜日13:00~15:30) 「うたとおはなしの広場」(毎月第1·3金曜日14:30~15:00) 親子で心和むひとときを楽しんでください。

周 8 月 2 日(月)、 3 日(火)、 4 日(水)、 5 日(木)10:00~

▽**持参物**:洗ってあるパンツまたは水着、ハンド タオル・バスタオル各1枚

の水遊びのみとなります。

※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。 子育て支援センター・ファミリーサポートセンター (西部地域健康センター内) ☎820-5502 🔩 820-5503 開設日時 (※年末年始、祝日除):月~金曜日 9:30 ~ 17:00 〈子育て相談 (要予約) 月~金曜日 $13:00 \sim 17:00$ 〉

じいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

①年金加入期間

(加入月数、

れ以外の人の場合、 る人に限られています。

右の①

7 7

Ō

住民課☎820

5

6

④については前年度のも

納付済月数など)

●定期便の通知内容

年齢(35、

45

58 歳)

にな 節目

そ

間広島南年金事務所☎253

便が送付される人と、

相談できます。

- 7 - Public Information: KUMANO - '10/7月号

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合 いながらゆとりある子育てができるよう応援し ています。親子はもちろんのこと、孫育て中のお

●水遊びをしよう! 11:00 (雨天、曇りの場合は中止)

※おむつのはずれてない子どもは、プール周りで

※月~金曜日の13:00~17:00は電話相談、個別 相談(要予約)、訪問相談(要予約)をお受けします。